

## 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書

地震、風水害、雪害その他の災害が発生した場合において、川崎市が行う応急対策に関する応援について川崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、雪害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）において、甲が応急対策を行うために必要となる建設機械器具等の確保に関し、乙の円滑な応援を受けるために必要な事項を定める。

### （要請）

第2条 甲は、災害発生時における応急対策のための応援（以下「応援」という。）を要請する必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し、「建設機械器具等に関する応援要請書（第1号様式）」による文書をもって応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により応援を要請することができる。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする建設機械器具等の種類、規格及び数量
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に必要な事項

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、その保有する建設機械器具等を優先的に確保するよう努めなければならない。

### （建設機械器具等の引渡し及び引取り）

第3条 前条第1項の規定による応援を行う場合は、乙は、甲が指定した場所において、建設機械器具等の引渡し及び引取りを行うものとする。

### （報告）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による応援に従事した場合は、甲に対し、速やかに「応援実施報告書（第2号様式）」による文書をもって、次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 応援に要した建設機械器具等の種類、規格及び数量
- (2) その他必要な事項

### （経費の負担）

第5条 この協定に基づき乙が行った応援に要した経費は、甲が負担するものとする。  
2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議の上算定するものとする。

(補償)

第6条 この協定に基づき、応援に従事した者が当該応援に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第223号）を適用し補償する。

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の責めに帰する理由により乙又は乙の会員から引き渡された建設機械器具等に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(第三者への損害賠償責任等)

第8条 乙及び乙の会員は、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

2 乙及び乙の会員が、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を「第三者への損害状況等報告書（様式第3号）」により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上決定する。

(訓練)

第9条 この協定の円滑な実施を期するため、甲及び乙は、協議の上必要な防災訓練を行うものとする。

(連絡体制表及び緊急連絡先会員名簿)

第10条 甲及び乙は、連絡体制表を作成し、毎年度当初に連絡先を確認するものとする。また、当該連絡体制表に変更が生じた場合には、その都度、甲及び乙それぞれに修正した連絡体制表を報告するものとする。

2 乙は、毎年度当初に緊急連絡先会員名簿を作成し、甲及び乙が常備するものとする。また、当該緊急連絡先会員名簿に変更が生じた場合には、その都度修正するものとする。

3 乙は、その保有する建設機械器具等の確保を円滑にするため、乙の会員の中から連絡代表者を選出するものとする。

4 甲は、通信の途絶等により第1項に規定する連絡先と連絡がとれない場合は、前項の規定による連絡代表者を通じて第2条第1項の要請を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

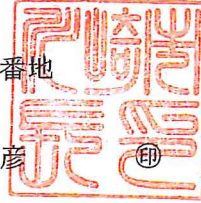
(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定書は2通作成し、甲、乙、記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年10月31日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市  
川崎市長 福田 紀彦



乙 横浜市神奈川区栄町2丁目10番地  
アール・ケーププラザ横浜Ⅲ1103号  
一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部  
支部長 金子 眞紀子

